総合特別区域の進捗に係る事後評価［観光分野］

平成28年度

奈良公園観光地域活性化総合特区［指定：平成25年9月、認定：平成26年6月］

正

準

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（4.0＋4.0）／2＝4.0　**4.0**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	奈良市の観光入込客数の増加	97%	4
2	奈良市の宿泊者数の増加	95%	4
3	奈良市の観光消費額の増加	93%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×3＋3×0＋2×0＋1×0）／3＝4.0　**4.0**

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**4.0**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（3.8＋2.8＋3.5）／3＝3.4　**3.4**

ｉ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価
（事項）
・地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（観光B001）
（概要）
・平成27年8月10日から9月15日にかけて受講生募集を実施した。
・平成27年10月4日から平成28年1月24日にかけて13日間の研修を実施した。
・平成28年2月13日に口述試験を実施した。
・平成28年3月1日に合格発表を行った。
（規制所管府省（国土交通省（観光庁））の評価（特記事項））
・特例措置の効果が認められる
地方部における通訳ガイドが不足している状況において、特区通訳案内制度の導入により、多くの地域で質の高い地域通訳ガイドが認定されており、特例措置の効果が認められる。本特例措置は、改正通訳案内士法（公布日（平成29年6月2日）から9ヶ月以内で政令で定める日に施行）により、地域通訳案内士制度として全国展開が図られることになるが、今後も、引き続き、地域における通訳ガイドの質と量の確保を図り、訪日外国人旅行者の多様なニーズに的確に対応していく必要がある。

専門家による評価の平均値　**3.8**

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値　**2.8**

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値	3.5

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

（専門家所見（主なもの））　3.3

・奈良公園の利活用という主たる目的において、成果が見受けられ評価に値する。また、地域独自の取り組みとしては、総合的かつ多角的に必要な事業に取り組んでおり、高く評価している。

・宿泊を伴う必然性（奈良らしい夜のエンタメや朝観光など）をもっとブラッシュアップさせる必要があり、また、数だけでなく満足度をより追求する必要がある。そのためにも、行政、観光事業者、住民の三位一体の取り組みが不可欠である。

・本事業は、特区ガイドや宿泊施設改修への利子補給を中心にしているので、現在の評価指標は、本事業を評価するにはふさわしくない。少なくとも、特区ガイドの育成をしているのであれば、その活用、活動促進が必要であり、また、外国人旅行者に関する指標があっても良いはずである。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値	3.3

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算 (4.0＋3.4＋3.3×2)／4＝3.5

3.5

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。